

令和5年第3回長南町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和5年11月30日(木曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)

日程第 3 会期決定の件

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて(令和5年度長南町一般会計補正予算(第4号))

日程第 6 議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第3号 令和5年度長南町一般会計補正予算(第5号)について

日程第 9 議案第4号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第 10 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	太	田	久	之	君	2番	鈴	木	ゆ	き	こ	君
3番	宮	崎	裕	一	君	4番	河	野	康	二	郎	君
5番	岩	瀬	康	陽	君	6番	御	園	生		明	君
7番	松	野	唱	平	君	8番	森	川	剛	典	君	
9番	板	倉	正	勝	君	10番	加	藤	喜	男	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 平野貞夫君 副町長 佐久間静夫君

教 育 長 糸 井 仁 志 君 総 務 課 長 仁 茂 田 宏 子 君
企 画 財 政 課 長 河 野 勉 君 福 祉 課 長 長 谷 英 樹 君
生 活 環 境 課 長 三 上 達 也 君 建 設 課 長 高 德 一 博 君
教 育 課 長 三 十 尾 成 弘 君 教 育 課 主 幹 德 永 哲 生 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 今 井 隆 幸 書 記 山 本 裕 喜

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

本日は、令和5年第3回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多用の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、本臨時会でございますが、専決処分に係ります承認1件、条例議案2件、補正予算2件の5件を提案させていただいております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和5年第3回長南町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

2番 鈴木 ゆきこ 君

10番 加藤 喜男 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

森川議会運営委員長。

[議会運営委員長 森川剛典君登壇]

○議会運営委員長（森川剛典君） 皆さん、おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月27日に委員会を開催し、令和5年第3回臨時会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本臨時会に付議される事件は、専決処分の承認1件、条例の一部改正2件、補正予算2件の計5議案が提出されているほか、議員発議1件が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日30日の1日とすることに決定いたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました令和5年第3回長南町議会臨時会日程概要のとおりですが、日程が本日1日となっておりますので、議案上程の後、熟考するために、休憩時間の設定を議長にお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平君）　これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君）　日程第3、会期決定の件を議題にします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日30日の1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日30日の1日に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案5件の送付があり、これを受理しました。

また、宮崎裕一君ほか3名から発議1件を受理しましたので報告します。

なお、受理した議案、発議については、お手元に配付したとおりです。

次に、本臨時会の議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により説明員の出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和5年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果及び同法第199条第9項の規定に基づき、報告のありました令和5年度の定期監査結果についても、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君）　日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてから日程第9、議案第4

号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 承認第1号から議案第4号までの議案について一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてでございますが、本案は、令和5年度長南町一般会計補正予算（第4号）について、9月8日の台風13号の接近に伴う大雨により、農地農業用施設及び公共土木施設の災害復旧費をはじめ、災害ボランティアセンター、応急修理委託料など、早急に予算措置を行う必要があるため、急施を要するものと認め9月27日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、国・県の勧告に基づく給与等の改定に準拠し、一般職及び特別職の給与等に関する条例の一部をそれぞれ改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、本補正予算は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の追加をするもので、歳入歳出予算それぞれに1,347万9,000円を追加し、予算の総額を53億7,682万9,000円とするものでございます。

次に、議案第4号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、給与改定等に伴う人件費の追加でございまして、歳入歳出それぞれに17万7,000円を追加し、予算の総額を2億2,745万円1,000円にしようとするものでございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、承認第1号の内容の説明を求めます。

河野企画財政課長。

[企画財政課長 河野 勉君登壇]

○企画財政課長（河野 勉君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度長南町一般会計補正予算（第4号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、町長からの提案理由の説明にもございましたが、令和5年9月8日に接

近した台風第13号による災害に対して、被災者に対する支援やインフラ等の復旧費のうち急施を要するものについて、緊急に予算措置が必要となったことから専決処分をさせていただいたものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和5年度長南町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め、別冊のとおり専決処分する。

令和5年9月27日、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和5年度長南町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和5年度長南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,996万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,335万円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正でございます。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

この予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年9月27日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが「第1表 嶽入歳出予算補正」となります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」でございます。追加といたしまして、今回の災害の関係で借り入れを予定しております起債の目的、限度額等を記載してございます。

内訳といたしましては、農地農業用施設災害復旧費に充てるため、農林施設災害復旧事業2,600万円、道路橋梁災害復旧費に充てるため6,070万円、河川災害復旧費に充てるため2,200万円、合わせて公共土木施設災害復旧事業8,270万円、合計1億870万円を借り入れようとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、3節職員手当等で今回の災害に関する時間外手当として1,323万円及び管理職特別勤務手当として159万2,000円の合わせて1,482万2,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金で災害時における千葉県市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく負担金として、災害廃棄物受入れ業務に9月15日から22日までの8日間、一宮町、長生村、君津市、木更津市の4市町村から応援をいただきました関係で、土日の関係の人員費等について、負担金として11万3,000円の追加をお願いするもの

でございます。

特定財源につきましては、県負担金、災害救助費県負担金117万6,000円を充てさせていただくものでございます。

9目防災対策費では、10節需用費で、消耗品として、災害用の備蓄食料として水24本入り50箱及び土のう袋で21万7,000円を追加し、12節委託料で、町社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書に基づき行つたボランティアセンターの委託について、社会福祉協議会職員の人物費として55万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、県負担金、災害救助費県負担金63万9,000円を充てさせていただくものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、5目社会福祉施設費では、18節負担金補助及び交付金で、被災した5か所の集会所等への集会施設整備事業補助金として、1か所当たり30万円、計150万円の追加をお願いするものです。

3項災害救助費、1目災害救助費では、新たな項を追加させていただき、12節委託料で半壊、準半壊に該当する住家の応急修理委託料として、半壊1軒当たり70万6,000円で30軒、準半壊1軒当たり34万3,000円で20軒の合わせて2,804万円のお願いをするものでございます。18節負担金補助及び交付金で被災者生活再建支援金として、全壊世帯2世帯に対して、1世帯当たり100万円の支援金を2世帯分、合わせて200万円をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、県負担金、災害救助費県負担金2,804万円、県補助金、被災者生活再建支援事業補助金160万円、合わせて2,964万円を充てさせていただくものでしたが、被災者生活再建支援事業につきましては、県の制度を活用することで予算を計上しましたが、10月3日付で国の制度に該当することとなったため、2月議会で減額を予定していたものでございます。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費では、18節負担金補助及び交付金で、宅地敷地内に土砂等が崩落した際の崩落土砂等撤去費用として、補助率30%、限度額30万円とする中で、崩落報告件数の65%の申請率で見込んだ70件分、1,159万2,000円をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費では、12節委託料で、農地農業用施設災害測量業務委託料として1,130万円、農地農業用施設災害査定設計委託料として1,468万5,000円、農地農業用施設災害実施設計委託料として665万5,000円、それぞれに水路5か所、農地20か所、揚水機場17か所分として、合わせて3,264万円をお願いし、14節工事請負費で、農地農業用施設災害復旧工事のうち、補助災害復旧工事として2,550万円、揚水機場17か所、町単独災害復旧工事として、水路70か所3,340万円、ため池4か所280万円、農道3か所120万円、合わせて3,740万円。補助分、単独分を合わせまして6,290万円を追加し、15節原材料費で、災害復旧補修用資材として、山砂、碎石、土のう袋等、合わせて82万2,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金で、町単農地農業用施設小規模災害復旧事業補助金として、補助率30%、けい畔決壊88か所、土砂崩落ほか92か所の計180か所、平均復旧費を37万円で見込む中で、全体額2,000万円をお願いするものです。

特定財源につきましては、国庫補助金、農業用施設災害復旧事業補助金として1,657万5,000円を、揚水機場

の工事に係る部分に充てさせていただくものでございます。

地方債につきましては、町債の補助災害復旧事業債2,160万円を、国庫分の農地農業用施設の設計や揚水機場の工事に係る部分に、単独災害復旧事業債440万円を、農業用施設の災害査定設計に係る部分に、合わせて2,600万円を、その他につきましては、分担金、農地農業用施設災害復旧事業分担金として、揚水機場に係る受益者分担金255万円を充てさせていただくものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では、10節需用費で、災害査定用消耗品として、くいやポール、カラーコーン等、合わせて55万円を追加し、11節役務費で、廃棄物処理手数料として、竹などの伐採材の処理手数料20万9,000円を追加し、12節委託料で、補助道路災害測量業務委託料として8か所の計1,320万円、11ページとなります。補助道路災害査定設計業務委託料として8か所の計325万6,000円、補助道路災害設計業務委託料として8か所の計1,408万円、補助道路災害地質調査業務委託料として9か所の計528万円、道路災害申請箇所伐採委託料として8か所の528万円の合わせて4,109万6,000円をお願いし、14節工事請負費で、単独道路災害復旧工事として、のり面崩壊52か所2,871万円、路肩決壊151か所6,039万円、倒木4か所132万円、その他、舗装決壊など38か所1,221万円、町道佐坪65号線の円筒金網設置工事528万円、合わせて1億791万円をお願いし、15節原材料費で、単独道路災害復旧用補修用資材として大型円筒金網165万円をお願いするものです。

特定財源につきましては、地方債で、補助災害復旧事業債として、補助道路災害に係る測量、設計、地質調査業務委託料について計3,250万円を、単独災害復旧事業債として、補助道路災害査定設計業務委託料及び単独道路災害復旧事業復旧工事について2,820万円の合わせて6,070万円を充てさせていただくものでございます。

2目河川災害復旧費では、11節役務費で、廃棄物処理手数料として竹などの伐採材の処理手数料41万8,000円を追加し、12節委託料で、補助河川災害測量業務委託料として4か所の計792万円、補助河川災害査定設計業務委託料として4か所の計215万6,000円、補助河川災害設計業務委託料として4か所の計704万円、補助河川災害地質調査業務委託料として4か所の計352万円、河川災害申請箇所伐採委託料として4か所の計396万円の合わせて2,459万6,000円をお願いし、14節工事請負費で、単独河川災害復旧工事として、護岸決壊8か所946万円、土砂崩落4か所264万円、その他構造物の破損など4か所396万円、市野々川の円筒金網設置工事528万円、芝原川の応急工事220万円、合わせて2,354万円をお願いし、12ページとなります。15節原材料費で、単独河川災害復旧用補修用資材として、大型円筒金網及びかごマット275万円、大型土のう55万円、合わせて330万円をお願いするものです。

特定財源につきましては、地方債で、補助災害復旧事業債として、補助河川災害に係る測量、設計、地質調査業務委託料について計1,840万円を、単独災害復旧事業債として、補助河川災害査定設計業務委託料及び単独河川災害復旧工事について360万円の合わせて2,200万円を充てさせていただくものでございます。

3項文教施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費では、10節需用費で修繕料として小生田上集会所のスクールバスロータリーの路面流失修繕として10万8,000円の追加をお願いするものです。

2目社会教育施設災害復旧費では、12節委託料で、町のテニス場土砂撤去業務の委託料として35万7,000円の追加をお願いするものです。

4項その他公共施設等災害復旧費、1目その他公共施設等災害復旧費では、12節委託料で、又富団地土砂撤

去業務委託料として30万円を追加し、14節工事請負費で、災害土砂等仮置場造成工事として、西部工業団地計画跡地の造成に1,018万6,000円、岩川団地災害復旧工事として、フェンス、ガードパイプ入替え工事55万円の合わせて1,073万6,000円をお願いするものです。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

13款分担金及び負担金、15款国庫支出金、16款県支出金につきましては、歳出においてご説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

19款繰入金、1項繰入金で、特定財源以外の災害に係ります財源につきましては、財政調整基金繰入金2億3,068万6,000円を充てさせていただくものでございます。

22款町債につきましても、歳出においてご説明をさせていただきましたので、説明は省略をさせていただきます。

なお、13ページから15ページに給与費明細書が、16ページに地方債の現在高の見込みに関する調書をそれぞれ記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上が本補正予算の内容でございます。大変雑駁でございましたが、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度長南町一般会計補正予算（第4号））の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第1号から議案第2号までの内容の説明を求めます。

仁茂田総務課長。

〔総務課長 仁茂田宏子君登壇〕

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第1号及び議案第2号につきましてのご説明を申し上げます。

お手元の議案書3ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書4ページ、また参考資料1ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、本年8月に国家公務員の一般職の職員の給与等に関し、月例給及び期末勤勉手当等を引き上げる勧告がされたところでございます。また、千葉県におきましても、本年10月に千葉県人事委員会で、一般職の職員の給与等に関し、月例給及び期末勤勉手当等を引き上げる勧告がなされたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

この人事院勧告等の概要でございますが、人事院等が行いました職種別民間給与実態調査結果によりますと、昨年8月から本年7月までの1年間において、月例給では、国家公務員給与が民間給与を平均3,869円下回つ

ていたことから、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給をはじめ、若者層に重点を置いた俸給表の引上げ改定を本年4月に遡及して実施する勧告が出されたところでございます。

また、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の支給割合を0.09月分下回っていたことから、支給月数を0.1月分引き上げて4.5月分とし、本年12月期の支給分から引き上げる勧告が出されたところでございます。これにより、本町におきましても国・県と同様に改正をするものでございます。

改正の内容といたしましては、議案書4ページ、また参考資料2ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

第1条関係では、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございまして、第18条の期末手当につきましては、第2項の一般職員では「100分の120」を「100分の125」に改め、第3号の定年前再任用短時間勤務職員では「100分の120」を「100分の125」に改め、「100分の67.5」を「100分の70」に改めさせていただきまして、施行期日は令和5年12月1日でございます。

第19条第2項の勤勉手当につきましては、第1号の一般職員では、「100分の100」を「100分の105」に改め、第2号の定年前再任用短時間勤務職員では「100分の47.5」を「100分の50」に改めさせていただきまして、施行期日は令和5年12月1日でございます。

次に、議案書5ページから8ページの別表第1及び9ページから12ページの別表第2の第5条関係の給料表の改正では、民間給与との均衡を図るために、勧告では月例給の引上げ改定を本年4月に遡及して行うこととし、具体的には、高卒者に係る初任給を1万2,000円引き上げ、大卒者に係る初任給を1万1,000円引き上げとする若年層に重点を置き、引上げがされるものでございます。なお、平均改定率は1.2%でございます。これにより、本町におきましても国・県と同様に給料表を改正するものでございまして、施行期日は令和5年4月1日でございます。

次に、議案書13ページ、また参考資料15ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

第2条関係になりますが、第4条第2項に在宅勤務等手当の規定を加え、第10条の6在宅勤務等手当の規定を追加させていただくものでございます。これは、人事院勧告により在宅勤務の働き方をする職員を対象にした在宅勤務等手当を新設するものでございまして、1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務をする場合に、手当として月額3,000円を支給するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

参考資料16ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

第18条の期末手当につきましては、先ほどの第1条関係で改正をさせていただきます一般職員では「100分の125」を「100分の122.5」に改め、定年前再任用短時間勤務職員では「100分の125」を「100分の122.5」に改め、「100分の70」を「100分の68.75」に改めさせてさせていただき、令和5年度の率を令和6年度で均等に配分する規定でございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

第19条の勤勉手当につきましては、一般職員では「100分の105」を「100分の102.5」に改め、定年前再任用短時間勤務職員では「100分の50」を「100分の48.75」に改めさせていただき、令和5年度の率を令和6年度で均等に配分するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

第20条の通勤手当第2項第2号につきましては、先ほどの第10条の6在宅勤務等手当の規定を追加させて

いただくことから、規定の整備をさせていただくものでございまして、施行期日は令和6年4月1日でございます。

次に、第3条関係では、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、参考資料18ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

第7条の特定任期付職員の給与に関する特例につきましては、1号給の給料月額37万6,000円を38万円に改め、2号給では42万2,000円を42万7,000円に改め、3号給では47万2,000円を47万7,000円に改め、4号給では53万3,000円を53万9,000円に改め、5号給では60万8,000円を61万5,000円に改めさせていただきまして、施行期日は令和5年4月1日でございます。

議案書14ページの第8条第2項の期末手当に係ります規定につきましては、「100分の120」を「100分の125」に改め、「100分の165」を「100分の175」に改めさせていただきまして、施行期日は令和5年12月1日でございます。

次に、第4条関係では、参考資料20ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

先ほどの第3条関係で改正をさせていただきます第8条第2項の期末手当に係る規定について「100分の125」を「100分の122.5」に改め、「100分の175」を「100分の170」に改めさせていただき、令和5年度の率を令和6年度で均等に配分する規定でございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第1号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号でございます。

お手元の議案書15ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書16ページ、また参考資料21ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院勧告、人事委員会勧告に基づきまして、期末手当を改正させていただくものでございます。

次に、改正の内容でございますが、議案書16ページ、また参考資料22ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

第1条関係では、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございまして、第4条第2項の期末手当につきまして「100分の220」を「100分の230」に改めさせていただくものでございます。施行期日は令和5年12月1日でございます。

次に、第2条関係では、先ほどの第1条関係で改正をさせていただきます期末手当につきまして「100分の230」を「100分の225」に改めさせていただき、令和5年度の率を令和6年度で均等に配分するものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第2号の内容の説明とさせていただきます。

議案第1号、議案第2号につきまして、ご審議をいただきご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号から議案第2号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第3号の内容の説明を求めます。

河野企画財政課長。

[企画財政課長 河野 勉君登壇]

○企画財政課長（河野 勉君） それでは、議案第3号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

議案第3号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度長南町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,347万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,682万9,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから4ページまでが「第1表 嶌入歳出予算補正」となります。

内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳出から説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、人件費関係で1,347万9,000円の追加をお願いするものでございます。人件費につきましては、人事院勧告を踏まえた給与改定による初任給及び若年層に重点を置いた月例給の引上げ並びに期末勤勉手当の引上げ及び年度当初の人事異動等に伴い、今後歳出予算が不足する科目について追加をするものであり、このうち給与改定に関して、一般職の給料及び期末勤勉手当の当該項目に係る増額分は今回の補正予算においては615万5,000の追加。参考としまして、給与改定全体では1,605万円の増加となります。

それでは、歳出科目ごとにご説明いたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費では、2節給料で書記の給料8万4,000円、3節職員手当等で書記の扶養手当、期末勤勉手当の計で18万1,000円の追加をそれぞれお願いするものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、3節職員手当等で特別職の期末手当16万4,000円の追加をお願いするものです。

2目文書広報費では、2節給料で一般職の給料1万3,000円、3節職員手当等で一般職の期末勤勉手当の計4万5,000円、4節共済費で職員共済組合負担金9,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費では、2節給料で一般職の給料50万3,000円、3節職員手当等で一般職の期末勤勉手当の計46万1,000円、4節共済費で職員共済組合負担金9万3,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費では、給料で書記の給料2万2,000円、3節職員手当等で書記の期末勤

勉手当の計4万7,000円の追加をそれぞれお願ひするものでございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、2節給料で一般職の給料13万2,000円、3節職員手当等で一般職の期末勤勉手当の計6万8,000円の追加をそれぞれお願ひするものでございます。

3款民生費について、10ページとなりますが、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、2節給料で一般職の給料94万円の追加及びフルタイムの会計年度任用職員の給料14万3,000円の追加により計108万3,000円を追加し、3節職員手当等で一般職の期末勤勉手当、住居手当の計116万4,000円の追加及びフルタイムの会計年度任用職員の期末手当3万8,000円の追加により計120万2,000円を追加し、4節共済費でフルタイムの会計年度任用職員の職員共済組合負担金2万2,000円の追加をお願ひするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、2節給料で一般職の給料70万5,000円の追加をお願ひするものでございます。

5目環境衛生費では、2節給料で一般職の給料392万6,000円、3節職員手当等で一般職の期末勤勉手当、住居手当の計153万1,000円、4節共済費で職員共済組合負担金59万4,000円の追加をそれぞれお願ひするものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、2節給料でフルタイムの会計年度任用職員の給料21万5,000円、4節共済費でフルタイムの会計年度任用職員の職員共済組合負担金46万円の追加をそれぞれお願ひするものでございます。

6目は場整備費では、2節給料で一般職の給料7万2,000円、3節職員手当等で一般職の期末勤勉手当の計5万2,000円の追加をそれぞれお願ひするものでございます。

11ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費では、2節給料で一般職の給料7万9,000円の追加をお願ひするものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、2目地籍調査費では、3節職員手当等でパートタイムの会計年度任用職員の期末手当1万円の追加をお願ひするものでございます。

2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、2節給料で一般職の給料2万円、3節職員手当等で一般職の期末勤勉手当の計4万7,000円の追加をそれぞれお願ひするものでございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費では、2節給料で一般職の給料33万8,000円、3節職員手当等で一般職の期末勤勉手当、住居手当の計23万9,000円、4節共済費で職員共済組合負担金6万2,000円の追加をそれぞれお願ひするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、2節給料で一般職の給料9万3,000円の追加及びフルタイムの会計年度任用職員の給料10万5,000円の追加により計19万8,000円を追加し、3節職員手当等で特別職の期末手当6万6,000円の追加をお願ひするものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、2節給料で用務員の給料1万円の追加をお願ひするものでございます。

3項中学校費では、12ページとなりますが、1目学校管理費、2節給料で用務員の給料3万6,000円、3節職員手当等で用務員の期末勤勉手当の計3万9,000円の追加をそれぞれお願ひするものでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、2節給料で一般職の給料33万1,000円、3節職員手当等で一般

職の期末勤勉手当の計32万1,000円の追加をそれぞれお願ひするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

人件費につきましては、全額一般財源として、11款地方交付税、1項地方交付税で、普通交付税の今年度決定額に対する留保額から1,347万9,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、13ページから17ページに給与費明細書を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第3号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第5号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） ここで議案第3号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第4号の内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

[生活環境課長 三上達也君登壇]

○生活環境課長（三上達也君） それでは、議案第4号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊となってございます令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）をご覧いただければ存じます。

1ページをお開きください。

議案第4号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度長南町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,745万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして歳出のほうからご説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

7ページでございます。

1款1項1目2節の一般管理費の給料におきまして11万4,000円、同じ目3節の期末手当において3万3,000円、次に、同じ3節の勤勉手当におきまして3万円、合わせまして17万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほどありました人事院勧告に伴う給与改定により増額をお願いするものでございます。

財源につきましてですが、前のページ、6ページをご覧いただければと思います。

歳入の4款繰越金です。4款1項1目繰越金17万7,000円を充てさせていただくものでございます。

なお、8ページ以降は給与費明細書となってございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第4号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に係る説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした承認第1号から議案第4号までの内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時15分からを予定しております。

(午前11時01分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時15分)

○議長（松野唱平君） 河野企画財政課長から、補正予算につきまして申出がありましたので、これを許します。

○企画財政課長（河野 勉君） 先ほどの補正予算の関係で、給与費明細書になります。

給与費明細書の特別職の欄、皆さんちょっとご覧いただきたいと思います。

議員さんの補正後と補正前の議員数、12、12ということで、期末手当の額も変わっていないんですけども、月数が4.4月から4.5月に変わっていますというところで、こちらに関しましては、今回補正が、予算が不足する科目について行うということと併せまして、当初12名ずつで予算を取っておりまして、制度として月数が4.4月から4.5月に変わりましたということで、その表記の分が変更になったので、こちらで載せさせていただいております。

最終的な補正は、最終補正のほうで落としたいと考えておりますので、こちら月数が変わったのに金額が変わっていないというのは、そういう理由だということで、最終補正で対応しますということで、ご了解いただければと思います。

私からは以上です。

○議長（松野唱平君） それでは日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

採決の方法については、表決システムにより採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、採決の方法については、表決システムにより採決いたします。

これから承認第1号を表決システムにより採決します。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） なしと認めます。確定します。

本案は賛成全員です。

よって、原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 確認でお聞きいたしますが、ここに長南町一般職職員の給与にとありますが、その後に、長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するということで、この中に地域おこし協力隊は給与改正に入るのか。原資が国から出たりしていますが、この辺についてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 地域おこし協力隊は会計年度職員になりますので、今回の改正では該当しません。
以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） 分かりました。

地域おこし協力隊、やはり役場の職員並みのことを皆さん頑張っていただいているので、ぜひモチベーションが下がらないように、この辺についても検討願いますようお願いして終わります。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成全員です。

よって、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成全員です。

よって、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成全員です。

よって、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成全員です。

よって、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君）　日程第10、発議第1号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

3番、宮崎君。

〔3番　宮崎裕一君登壇〕

○3番（宮崎裕一君）　議長のお許しをいただきましたので、発議第1号の提案理由の説明を申し上げます。

先ほど執行部の議案説明でもあったように、千葉県人事委員会の勧告では、一般職の職員の給与等に關し、月例給及び勤勉手当を引き上げる勧告がされたことから、特別職も一般職も同様に、月例給を除く期末手当について引上げを行おうとするものです。

私ども議会議員においては、これまで特別職の条例改正の内容に準じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正を行ってまいりました。

つきましては、特別職と同様、千葉県人事委員会の勧告及び国の人事院勧告等に基づき、議会議員の期末手当を、年間の0.1か月分の引上げを行うこととし、条例の改正をお願いするものです。

ここからは改正内容について申し上げます。

第1条は、令和5年度の支給率を「100分の220」から「100分の230」に改めるもので、年間の支給月数を、現在の4.4か月から4.5か月にするものです。

第2条は、令和6年度からの支給率を「100分の230」から「100分の225」に改めるもので、年間の支給月数としては、令和5年度と同様に4.5か月とするものです。

また、附則といたしまして、この条例は令和5年12月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定については、令和6年4月1日からの施行となります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げて、発議第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君）　これで提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時40分からを予定しております。

（午前11時30分）

○議長（松野唱平君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

○議長（松野唱平君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） なしと認めます。確定します。

本案は賛成全員です。

よって、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回長南町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

(午前11時42分)